平成３０年（フ）第３１号
沖縄県豊見城市字高安1130番地１　コーポレーションＧＩＢＯ302号
債務者　眞榮城成恵
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２号
北海道岩見沢市南町４条１丁目４番８号コーポ杉本６号
債務者　中野　榮子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第４１号
盛岡市前九年３丁目９番２―202号
債務者　西城佐余子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１５号
群馬県太田市西新町25番地８　パティオＢ―101号
債務者　山田　久志
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第２１号
群馬県太田市新田小金井町1658番地６
債務者　越川　明己
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１４２号
京都市東山区大和大路通五条上る東入池殿町201番地
債務者　小島木箱店こと　小島　克已
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
兵庫県西脇市上野56番地　グリーンヒル106号、前住所兵庫県加古郡播磨町南大中２丁目９番14号　セントポーリア204号
債務者　小松　寛文
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３０５号
香川県香川郡直島町4110番地４　誠和寮108号室
債務者　永田　健一
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８号
香川県三豊市高瀬町上高瀬337番地１　エヴェリーナⅡ　203号室
債務者　星加　輝政
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第５０号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目５番１―12号
債務者　堂原　　駿
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
沖縄県那覇市三原２丁目１番46号　幸ビル202
債務者　白倉　幸恵（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３９１号
沖縄県那覇市金城５丁目13番地10
債務者　與那嶺篤志
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６１号
愛知県豊田市竜神町飛越42番地18　Ｎｏｒｔｈ　Ｗｏｏｄ　102号
債務者　伊藤　綾華（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４８７号
大阪市平野区加美東７丁目２番５―602号
債務者　大塚　眞美
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６１５号
大阪市北区長柄西１丁目３番20―805号
債務者　河野　嘉伸
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６５０号
大阪市生野区巽南３丁目19番43―302号
債務者　城田　文雄
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６６０号
大阪府寝屋川市日之出町10番６号
債務者　大根国実こと大根国美こと　大根　國實
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部